

ふへんてき し く
普遍的な仕組みづくりについて

れいわ ねん がつ にち
令和3年11月24日

かながわけん ふくし こ きよく
神奈川県 福祉子どもみらい局

しょうらいてんぼうけんとういいんかいちゅうかんほうこくおよ けんぎかいいけん ばっすい 将来展望検討委員会中間報告及び県議会意見(抜粋)

ちゅうかんほうこく ばっすい か とうじしゃめせん しょう ふくし こんご ぎろん む
【中間報告(抜粋)】むすびに代えて～当事者目線の障がい福祉の今後の議論に向けて

(5) さらなる議論へ

また、今般の「中間報告」を取りまとめる議論の過程において、将来展望委員会が策定する神奈川の障がい福祉の将来展望(ビジョン)の実現に向けた取り組みを着実に実施するには、県が本気で取り組まないとダメだ、といった意見や、行動指針、行動計画、あるいは条例の設置といった仕組みを求める意見もあった。また、「『ともに生きる社会かながわ憲章』が分かりにくい。障がい当事者の意見も聞いて新しいルールを作ってほしい」という意見が出されるとともに、今般の議論を一過性のブームにせず、県が条例を作って、障がいのある人たちの、入所施設だけではない居場所を、県民一人ひとりが作っていく決意を示すべき」という意見も出された。

将来展望委員会としては、今後、さらに議論を深め、当事者目線の障がい福祉を基礎とした、いのち輝く共生社会の実現に向けた施策の方向性を明らかにしていく予定であり、県は、本委員会の今後の議論の推移を注視し、ビジョンに基づいた施策を確実に実施するための、条例も含めた普遍的な仕組みづくりについて検討を進めていただきたい。

なお、当事者委員から、他県の差別禁止条例や「ともに生きる社会かながわ憲章」は「ちょっと難しい」とか、「分からない」といった意見が出された。新たな条例等を検討する場合には、県は、障がい当事者の意見をよく聞き、障がい当事者の「言葉」や「思い」を組み込んだものにすべきである。

加えて、将来展望委員会のような会議体を実効性を持つためには、この下に実務担当者のサブグループを設けることが肝要で、会議体の下に支援者、障がい当事者などによるサブグループを作り、報告書の提言を具体化していくことが重要であるとの意見があった。これについても、本委員会の議論を、実体化するための有効な手法であると考え、県において、何らかの対応を図っていくようお願いしたい。

【令和3年10月11日 県議会厚生常任委員会 自民党意見発表(抜粋)】

当事者目線の障がい福祉を追求していくために、そして、ともに生きる社会を実現していくために、効率的、効果的なことを絶えず考え、検証していく必要がある。計画の策定や、憲章、宣言、条例も大きな取組のひとつであると考え、あらゆる可能性と、選択肢を排除することなく、検討委員会の中での議論、あるいは当事者の声に、謙虚に耳を傾けながら進めていくよう求める。

ふへんてき し く かんが 「普遍的な仕組み」として考えられること

手法	① 条例	② 規則	③ 計画	④ 指針	⑤ 憲章
性格 (※1)	普通地方公共団体の区域内において適用される自治立法であり、国の法令に違反しない範囲で定める。議会の議決が必要となる。	条例とともに普通地方公共団体が制定する自治立法であり、国の法令に違反しない範囲で地方公共団体の長が定める。議会の議決を必要としない。	一般に、将来の見通しに基づき一定の目標を設定するとともに、その目標を達成するために様々な手段、方策の間の総合的調整を図ること、又はそれによって作られたもの。	ある具体的な計画を策定し、あるいは対策を実施するなど行政目的を達成しようとする場合において、準拠すべきよりどころ又は準拠すべき基本的な方向、方法を行政庁が示すこと。	重要で根本的なことを定めた取り決め。特に、基本的な方針や施策などをうたった宣言書や協約。「国連憲章」「児童憲章」など。
議会の議決 (※2)	要	不要	不要	不要	不要
備考	憲法第94条、地方自治法第14条、第16条などに基づく	地方自治法第15条に基づく	計画と区別して、更に抽象性の高いものや規範性の低いものは、「指針」や「構想」		本県の「ともに生きる社会かながわ憲章」は議会の議決を得ている。

※1 ③計画を、①条例の中に位置付けることも可能である。

※2 議決が不要の場合も、策定時や改定時などに議会への報告等が適宜行われる。

しょうがい ひと ひと とも ぐらし や す い ちば けん づく り じょう れい 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

参考

もく げ さ

1 目的

ぎょうせい じぎょうぬし だんたい こじん さまざま たちば けんみん ちから あ わ せ しょうがい ひと たいするごかい へんけんとう ふりえき とりあつかい
行政や事業主、団体、個人など、様々な立場の県民が力を合わせ、障害のある人に対する誤解や偏見等による不利益な取扱いをな
くすとともに、しょうがいのあるひとの生活や社会参加を妨げている建物や施設、制度などの障壁（バリア）を解消することで、だれもが暮らしや
すい社会づくりを進めるために制定。

2 背景

しょうがいのあるひとに対するさべつのおおは、しょうがいのあるひとへの理解が不十分なことから生じている。また、さべつは、それと気づかずに行わ
れることも多く、さまざま立場の県民がお互いに理解を深め、協力し合い、差別をなくす取組みを進めることが重要。

3 概要

けんみんきょううつう もくひょう
県民共通の目標としてなくすべき「差別」を具体的に定めるとともに、さべつのかいしょうむの3つの仕組みを定めている。

だれもが暮らしやすい地域社会

こべつじあん
個別事案
かいけつ しく
解決の仕組み

さべつ もんだい ちいきそうだんいん
差別の問題について、地域相談員、
こういせんもんしどういん けん いんかい
広域専門指導員、県の委員会が、
だいさんしゃてきたちば あいだ はい かいけつ ほか
第三者的立場で間に入り、解決を図
る。

だれもが
暮らしやすい
社会づくりを

さまざま かんけいしゃ さんか すいしんかいぎ
様々な関係者が参加する「推進会議」を
せっち さべつ はいけい せいど しゅうかん
設置し、差別の背景にある制度や習慣
とう ぎろん みなお すず
等について議論し、見直しを進める。

しょうがいの
ある人に
やさしい取組みを
おうえん しく
応援する仕組み

しょうがいのあるひと やさしい とりく じっせん
障害のある人に優しい取組みを実践
し、しょうがいのあるひとへの理解を広げよ
うと頑張っている方を応援する。

4 しょうがいのあるひとに対する「差別」とは

- ① しょうがいを理由とするふりえきとあつかい。 ② 合理的な配慮に基づき、そちをおこなわれないこと。

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者 及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例

さんこう
参考

1 目的

障がいのある方の権利擁護や障がいがあることを理由に差別、虐待を受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進するため、(略) もって障がい者及び障がい児の福祉の増進に資することを目的とする。

2 背景

障がい者が生活の中で感じる不便さは、けがや病気をしたり、年齢を重ねることにより、だれもが体験する身近な問題でもある。「障がいのある人が当たり前に暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域です」。このような考えのもと、道民と一緒に地域づくりを進める。

3 概要

主な施策の柱を次の三つとしている。

1. 障がい者の権利擁護を進める

障がい者への「虐待」や「差別」を禁止するとともに、障がい者が障がいのない人と実質的に同等の日常生活を営むことができるようにするために必要な配慮(合理的配慮)に努めることとしている。

2. 障がい者の暮らしやすい地域づくりを進める

市町村が進める相談支援体制づくり等の指針となる「地域づくりガイドライン」を策定するとともに、指針を活用した地域づくりに対する助言等を行う「地域づくりコーディネーター」を配置し、市町村の取組を支援する。

3. 地域で生き生きと暮らせるよう、働く障がい者を応援する

「北海道障がい者就労支援推進委員会」を設置し、障がい者の就労支援の施策を検討している。また、「北海道就労支援推進計画」に基づき、障がい者に対する支援はもとより、働く障がい者を支援する企業の取組のP R(認証制度)や指定法人を中心とした企業や事業所等の多様な就労支援のためのネットワークづくりなどを進める。

じょうれい きさいじこうれい ほっかいどう ばあい 条例の記載事項例(北海道の場合)

さんこう
参考

だい しょう そうそく 第1章 総則

じこう 事項	ないよう 内容
もくてき 目的	しょう がいしゃしょう がいじ けんりようごとう もくてき さだめ。 障がい者障がい児の権利擁護等の目的を定める。
ていぎ 定義	「しょう がいしゃ」「しょう がいじ」「暮らしやすい地域づくり」等を定義する。
きほんりねん 基本理念	施策の推進にあたって基本とする事項を定める。
どう せきむ 道の責務	基本理念に基づく施策を総合的かつ計画的に策定、実施する旨を定める。
どう しちやうそん れんけい 道と市町村の連携	道は市町村との連携、情報の提供、技術的な助言その他必要な措置に努める。
どうみんとう やくわり 道民等の役割	障がい者に対する理解を深め、地域づくり推進の施策に協力するよう努める。
じやうほう ていきやう 情報の提供	道及び障がい者に係る情報を有する者は情報の保護や必要な情報提供に努める。
さいせいじやう そち 財政上の措置	道は施策の推進のために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

※ 総則の記載事項は、他の多くの都道府県の類似条例に共通して記載されている。

だい しょう しょう しゃ ささ きほんてきさきくとう
第2章 障がい者を支える基本的施策等

だい しょう しょう しゃ けんりようご
第3章 障がい者の権利擁護

だい しょう しょう しゃ く ちいき
第4章 障がい者が暮らしやすい地域づくり

だい しょう しょう しゃ たい しゅうろう しえん
第5章 障がい者に対する就労の支援

だい しょう ほっかいどうしょう しゃしゅうろうしえんいんかい
第6章 北海道障がい者就労支援委員会

だい しょう しょう しゃ く ちいき いんかい
第7章 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

だい しょう ほっかいどうしょう しゃ く ちいき すいしんほんぶ
第8章 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

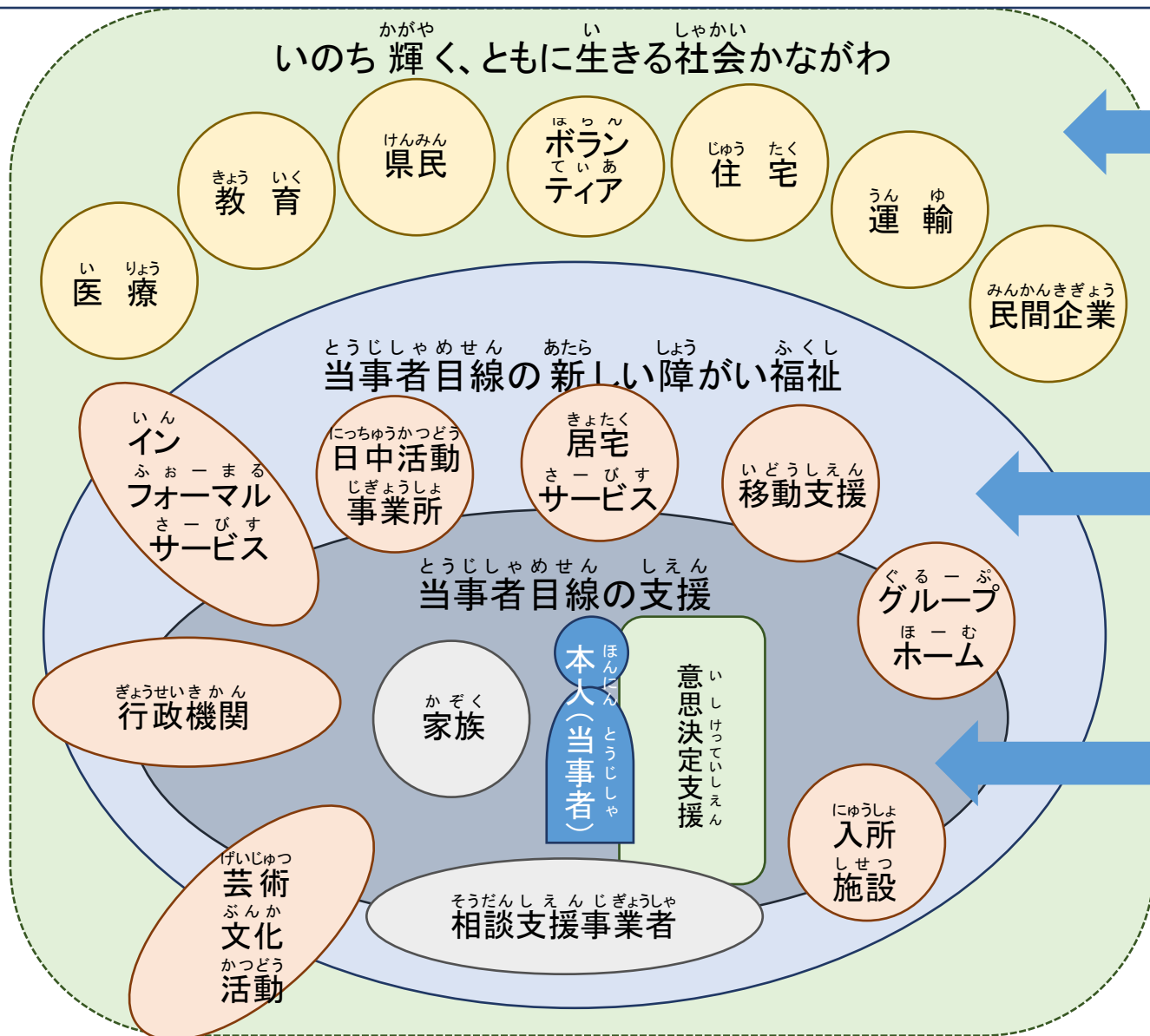
だい しょう ざっそく
第9章 雑則

ふそく
附則

条例も含めた普遍的な仕組みによって目指すもの

さんこう
参考

○ 条例も含めた普遍的な仕組みづくりでは、「当事者目線の支援」、これを含んだ「当事者目線の新しい障がい福祉」、地域社会全体の「いのち輝く、ともに生きる社会かながわ」の三層で捉えて、考えていく必要がある



✓ 「ともに生きる社会かながわ憲章」が当たり前になるほど、その理念が浸透し、地域社会の様々な構成員が、障がい当事者のことをよく理解し、必要な配慮が行われながら、特別な存在としてではなく、ごく自然に交流がある地域社会の有り様

✓ 障がい当事者本人の意思決定を踏まえた、地域で、その人らしい生活を送るためのサービス基盤(障害福祉サービス等の事業者、行政機関、インフォーマルサービスを提供する者など)の整備が必要十分に進んだ状態

✓ 障がい当事者と直接関わる支援者等が、支援者側の目線ではなく、本人の望みや願いを第一に考え、本人の可能性を最大限に引き出す、当事者目線の支援を行う行動